

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

制 度 名	沖縄におけるガソリン税（揮発油税・地方揮発油税）に係る軽減措置		
税 目	ガソリンに係る税（揮発油税・地方揮発油税）		
要 望 の 内 容	<p>沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置について、揮発油税等に係る暫定税率が廃止された場合においても、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）に定めるとおり、現行の軽減措置を平成 24 年 5 月まで継続するよう必要な措置を講じる。</p>		
	減収見込額 （平年度）	— (4,566 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄におけるガソリンに係る税額を軽減することにより、本土とのガソリン価格の格差を是正し、沖縄の県民生活及び県内産業経済の安定を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄県には都市モノレール（営業キロ 12.9 km）を除き、鉄軌道がなく、陸上の輸送機関は専ら自動車に依存している。これまで、政府において3次にわたる沖縄振興開発計画及び平成 14 年 7 月に策定した沖縄振興計画に基づき沖縄振興のための諸施策を実施してきているところであるが、1人当たり県民所得は全国平均の約7割、勤労者世帯1世帯当たり可処分所得は全国平均の8割弱といずれも全都道府県中最下位と厳しい状況にあり一般家庭におけるガソリン代の家計消費支出に占める割合は、全国平均と比べ高くなっていること等から、本措置によるガソリン価格の抑制（軽減措置により本土と同等程度の価格に抑制されている。）は、県民生活及び産業経済の安定を図る上で、重要な意義を有するものである。</p> <p>また、沖縄県では、東西 1,000 kmにわたる広範な海域に点在する離島を抱え、経済水域や海洋資源の確保等我が国の国土保全に大きな役割を果たしているところであるが、これら島嶼部における輸送コスト等によるガソリン価格の抑制のため、沖縄県においては、本軽減措置を活用して、石油製品価格調整税（法定外普通税：1.5 円/ℓ）を設け、その税収を財源として、県内離島への石油製品の輸送費補助事業を行い、離島におけるガソリン価格の安定と円滑供給を図っている。</p> <p>なお、本軽減措置については、沖縄の本土復帰後、暫定税率が導入される以前より沖縄県のガソリン価格を抑制するため継続して実施されており、現行の軽減措置についても平成 19 年度税制改正において、平成 24 年 5 月まで適用することとされている。</p>		

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>沖縄県においては、自動車への依存度が高く、現在もなお、所得水準は全国の7割程度であり、家計消費支出に占めるガソリン代の割合が大きい。さらに、沖縄は中小・小規模企業が多く産業経済の基盤が脆弱であり、こうした厳しい経済事情の中で、仮に本軽減措置が廃止されると、ガソリン価格が本土と比較して割高になり、沖縄の産業競争力の低下を招くほか、県民生活に及ぼす影響は大きい。</p> <p>また、本軽減措置を活用して沖縄県が実施している「石油製品輸送等補助事業」の継続ができないこととなれば、県内離島におけるガソリン価格の格差が拡大する（一部離島によっては、暫定税率分が減額となっても、現在よりもガソリン価格が上昇することになる。）など、住民の消費生活及び生産活動に大きな打撃となることが懸念される。</p> <p>このようなことから、揮発油税等に係る暫定税率が廃止された場合においても、現行の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に定める軽減措置の継続が必要である。</p>	
<p>今回の要望に関する連する事項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p></p> <p>沖縄の置かれた様々な特殊事情の中で、沖縄におけるガソリンに係る税額を軽減することにより、ガソリン価格の抑制を行い、県民生活及び産業経済の安定を図る。</p> <p>現行の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に基づき、軽減措置を実施する期間（平成24年5月まで）</p> <p>沖縄の置かれた様々な特殊事情の中で、沖縄におけるガソリンに係る税額を軽減することにより、ガソリン価格の抑制を行い、県民生活及び産業経済の安定を図る。</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	<p>揮発油税・地方揮発油税の軽減措置の実施により、沖縄県のガソリン価格を本土並みに抑制するとともに、県内離島におけるガソリン価格の格差を縮小している。</p> <p>〔参考〕軽減措置の効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄：121.0円/ℓ⇔全国：123.0円/ℓ (H21.4～10のレギュラーガソリンの平均価格) ・ 離島のガソリン価格を2.4～26.5円/ℓ軽減 (平成20年度実績ベース) 																		
	租税特別措置の適用実績	<p>昭和47年の沖縄の本土復帰以来、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第151号）に基づき、軽減措置を実施。</p>																		
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	<p>軽減税額及び沖縄県による輸送費補助の実績（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減税額</td> <td>4,561</td> <td>4,574</td> <td>4,563</td> <td>13,698</td> </tr> <tr> <td>輸送費補助</td> <td>857</td> <td>818</td> <td>850</td> <td>2,525</td> </tr> </tbody> </table> <p>※軽減税額は、国税庁資料に基づく試算値</p>				年度	H17	H18	H19	合計	軽減税額	4,561	4,574	4,563	13,698	輸送費補助	857	818	850	2,525
	年度	H17	H18	H19	合計															
	軽減税額	4,561	4,574	4,563	13,698															
輸送費補助	857	818	850	2,525																
前回要望時の達成目標	<p>沖縄の置かれた様々な特殊事情の中で、沖縄におけるガソリンに係る税額を軽減することにより、ガソリン価格の抑制を行い、県民生活及び産業経済の安定を図る。</p>																			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成19年度の要望において、平成24年5月まで軽減措置を継続実施するものとされたところ。今回要望はこれを適切に実施するため、揮発油税等に係る暫定税率が廃止された場合においても、現行の軽減措置を継続するよう必要な措置を講じるもの。</p>																			
これまでの要望経緯	昭和52年度	5年間延長	平成9年度	5年間延長																
	昭和57年度	5年間延長	平成14年度	5年間延長																
	昭和62年度	5年間延長	平成19年度	5年間延長																
	平成4年度	5年間延長	平成21年度	軽減措置の継続																